第三十八条の二中「社会保険事務所長等」を「機構」に改める。

第四十条、第四十一条第一項及び第三項、第四十六条、第四十七条第一項、第四十八条第一項及び第三項、第五十条の二第一項及び第三項、第五十一条第一項、第五十二条第二項並びに第百十三条第一項、第三項及び第四項中「社会保険事務所長等」を「厚生労働大臣」に改める。

第百十四条第一項中「社会保険事務所長等」を「機構」に、「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第二項及び第四項中「社会保険事務所長等」を「機構」に改める。

第百十六条第一項及び第二項並びに第百十七条中「社会保険事務所長等」を「厚生労働大臣」に改める。

第百十八条第三項中「社会保険事務所長等」を「機構」に改める。

第百二十条第一項、第百二十一条、第百三十二条、第百三十四条中「社会保険事務所長等」を「厚生労働大臣」に改める。

第百三十四条の二中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第百三十五条第一項中「社会保険事務所長等」を「機構」に改め、同条第二項中「社会保険事務局長等」を「厚生労働大臣」に改める。

第百四十二条中「社会保険事務所長等」を「機構」に改める。

第百四十三条中「社会保険事務所長等」を「厚生労働大臣」に改める。

第百四十五条第一項中「社会保険事務所長等」を「厚生労働大臣」に改め、同条第二項中「第百十四条第二項」を「第百十四条第三項」に改める。

第百四十六条第三項及び第百四十七条第一項中「社会保険事務所長等」を「厚生労働大臣」に改める。

第百四十九条見出し中「受払い」を「受払」に改め、同条第一項中「受払い」を「受払」に、「社会保険事務所長等」を「機構」に改め、同条第三項中「受払い」を「受払」に、「地方社会保険事務局長」を「機構」に改める。

第百五十二条第一項中「地方社会保険事務局の年金特別会計歳入徴収官」を「機構」に、「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第百五十三条の三を削る。

第百五十七条の二中「社会保険事務所長等」を「厚生労働大臣」に改める。

第百五十八条見出し中「地方社会保険事務局長等」を「機構」に改め、同条第一項中「又は社会保険庁長官」を削り、「その事業所の所在地を管轄する地方社会保険事務局長」を「機構」に改め、同条第二項中「又は社会保険庁長官」を削る。

第百五十八条の二を第百五十八条の十六とし、第百五十八条の次に次の十四条を加える。

（法第二百四条第一項第十六号の厚生労働省令で定める権限）

第百五十八条の二　法第二百四条第一項第十六号の厚生労働省令で定める権限は、次の各号に掲げる権限とする。

一　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第三十二条第一項の規定の例による告知

二　国税徴収法第三十二条第二項の規定の例による督促

三　国税徴収法第百三十八条の規定の例による納入の告知（納入告知書の発送又は交付に係る権限を除く。）

四　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一条の規定の例による延長

五　国税通則法第三十六条第一項の規定の例による納入の告知（納入告知書の発送又は交付に係る権限を除く。）

六　国税通則法第四十二条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使

七　国税通則法第四十二条において準用する民法第四百二十四条第一項の規定の例による法律行為の取消しの裁判所への請求

八　国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予

九　国税通則法第四十九条の規定の例による納付の猶予の取消し

十　国税通則法第六十三条の規定の例による免除

十一　国税通則法第百二十三条第一項の規定の例による交付

（法第二百四条第一項第二十一号の厚生労働省令で定める権限）

第百五十八条の三　法第二百四条第一項第二十一号の厚生労働省令で定める権限は、次の各号に掲げる権限とする。

一　第二条第一項の規定による届書の受理

二　第二条第二項の規定による通知又は通知の受理

三　第二条第四項において準用する同条第一項の規定による届書の受理

四　第十九条の規定による届書の受理

五　第二十条の規定による届書及び当該届書に添付された書類の受理

六　第二十三条の規定による申請書の受理

七　第二十八条の規定による届出の受理

八　第二十八条の二第一項の規定による届書の受理

九　第三十条の規定による届書の受理

十　第三十一条の規定による届書の受理

十一　第三十二条第一項の規定による届出の受理

十二　第三十五条の規定による届出の受理

十三　第三十七条第一項の規定による届書の受理

十四　第三十八条第一項及び第二項の規定による届出の受理

十五　第四十条第一項及び第三項の規定による届書の受理

十六　第四十一条第一項及び第三項の規定による届書の受理

十七　第四十六条の規定による通知

十八　第四十八条第一項の規定による被保険者証の受領

十九　第五十条の二第一項の規定による被保険者資格証明書の交付

二十　第五十条の二第三項の規定による被保険者資格証明書の受領

二十一　第五十一条第一項の規定による被保険者証の受領

二十二　第五十二条第二項の規定による高齢受給者証の受領

二十三　第五十二条第四項において準用する第四十八条第一項の規定による高齢受給者証の受領

二十四　第百十三条第一項の規定による法第三条第二項ただし書の承認の申請書の受理

二十五　第百十三条第三項又は第四項の規定による法第三条第二項ただし書の承認の通知

二十六　第百十六条第一項及び第二項の規定による日雇特例被保険者手帳の受領及び交付

二十七　第百十六条第三項において準用する同条第一項及び第二項による日雇特例被保険者手帳の受領及び交付

二十八　第百十七条において準用する第四十八条（第三項を除く。）による日雇特例被保険者手帳の受領、その事項の訂正及び返付

二十九　第百十七条において準用する第四十九条（第五項を除く。）による申請書の受理並びに日雇特例被保険者手帳の受領及び再交付

三十　第百二十条の規定による被扶養者届の受理

三十一　第百三十四条第二項において準用する第四十条第一項の規定による届書の受理

三十二　第百三十四条第二項において準用する第四十一条第一項の規定による届書の受理

三十三　第百三十五条第二項の規定による届出の受理

三十四　第百四十三条の規定による告知

三十五　第百四十五条第一項の規定による申請書の受理及び健康保険印紙購入通帳の交付